

計測会会則

昭和52年5月29日制定
昭和55年5月11日改正
昭和63年5月29日改正
平成元年5月20日改正
平成7年6月11日改正
平成14年12月25日改正
平成20年1月18日改正
平成31年4月20日改正

本則

第1条 本会は計測会という。

第2条 本会は会員相互の連絡、親睦および向上を図ることを目的とする。

第3条 本会は本部を名古屋工業大学内または名古屋市内の役員会で決めた所に置く。

第4条 本会は適当な地方に役員会の議を経て支部を設けることが出来る。支部は必要に応じて支部規則を設けることが出来る。

第5条 本会は次の会員を以って組織する。

1. 正会員：(ア) 名古屋工業大学計測工学科卒業生または名古屋工業大学大学院工学研究科修了者
(イ) 名古屋工業大学生産システム工学科計測工学コース卒業生または名古屋工業大学大学院工学研究科生産システム工学専攻計測システム分野修了者
(ウ) 本部幹事が計測会関係と認めた教官の研究室にて卒研または修論に取り組んだ卒業生または修了生
(エ) 名古屋工業大学機械工学科の研究室にて卒研または修論に取り組んだ平成16年4月以降入学の卒業生または修了生において計測会入会を希望する者
2. 特別会員：正会員が関係した前教職員及び現教官のうち役員会で推薦した者

第6条 本会に次の役員を置き会務を処理する。

1. 会長 1名 正会員より役員会において推す
2. 副会長 若干名 正会員より会長がこれを推す
3. 相談役 若干名 計測会の運営あるいは活動に功績があり役員会において推薦された者
4. 本部幹事(事務局担当) 若干名 正会員より役員会においてこれを推す
5. 支部幹事(支部長および副支部長) 若干名 各支部において正会員より若干名を推薦し役員会においてこれを推す
6. 名古屋工業会連絡担当幹事 若干名 正会員より役員会においてこれを推す
7. 臨時的に必要な幹事 若干名 必要が生じた場合正会員より会長がこれを推す

第7条 役員任期は1ヶ年とし重任を妨げない。

第8条 本会の目的を達するため、適時総会、役員会の開催、名簿の発行、その他事業を行う。

第9条 本会の運営にかかる費用は、協力金その他の収入をもって、これに充当する。

第10条 (削除)

第11条 毎年3月末日を以って決算期とし、本部会員は次の期の定例の役員会に会計報告を行う。

第12条 本会則の改訂は役員会にはかり、その賛成を得て行う。

附則

1. 本会則は昭和52年5月29日の計測工学科卒業生総会の議を経て施行する。
2. 本会則第10条削除は、改正日から遡り平成31年1月1日をもって発効する。